

設計業務の範囲等

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務は平成21年国土交通省告示第15号別添一 基本設計に関する標準業務のうち、次による。

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等

(注) 基本設計には次の業務を含むものとする。

- 消防法協議
 - ・ 現地調査（別途発注の地質調査現場立会含む）
 - ・ 維持管理費用概算の算出
 - ・ その他

(2) 追加業務の内容は次による。

- ・ 建築等積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・ 建築確認申請手続き業務
- リサイクル計画書の作成
 - ・ 建築審査会申請手続き
- テレビ受信障害机上検討
 - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - ・ 建築基準法第7条の6申請（仮使用の承認）
 - ・ 建築基準法第86条申請（一団地）
 - ・ 河川法第 条申請
- その他（新川流域、犬山市景観条例、省エネ基準適合）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。
- b. 業務の着手にあたり、目標となる概算工事費は監督員と協議するものとする。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ 説明会等開催前 ）

(3) 適用基準等

- a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

(4) 化学物質などの対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合は、監督員と協議の上、その処

理方法について計画するものとする。

(5) 建設リサイクル法

建設リサイクル法の対象工事の場合、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地などの設計条件を設計図書に明示すること。

(6) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて設計図書等の修補を行うものとする。

3. 成果物等（基本設計）

成果物は、次に掲げるものを標準とする。

成 果 物		成 果 物	
総 合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画説明書 ○ 仕様概要書 ○ 仕上表（仕上げ概要表） ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図（各階） ○ 断面図 ○ 立面図 ○ 短計図（主要部詳細） ○ 日影図 ○ 工事費概算書 	構 造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計画説明書 ○ 構造設計概要書 ○ 工事費概算書
		電 気 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備計画説明書 ○ 電気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料
		給 排 水 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給排水衛生設備計画説明書 ○ 給排水衛生設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料
		空 調 換 気 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調換気設備計画説明書 ○ 空調換気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料
		昇 降 機 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇降機等計画説明書 ○ 昇降機等設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料

(注1) 上記のうち○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注2) 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を言う。

(注3) 「構造」「電気設備」「給排水設備」「空調換気設備」及び「昇降機等」の成果物は、「総合」の成果物の中に含むこともできる。

(注4) 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

(注5) 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。

(注6) 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(注7) 基本設計図は、適宜、追加してもよい。

(注8) 成果物は、監督員の指示により製本し、原図はケース収納とする。

(注9) 成果物は、製本以外に電子データ（PDF形式及び、JWW形式又はDXF形式）で、各2部提出する。

(注10) 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。